



藤井正大法律事務所

□弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□弁護士 山口枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越デビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください(メール配信も可能です)。

No.115 (H30.11.2) 相続分の譲渡ができると聞きました。どういうことでしょうか？

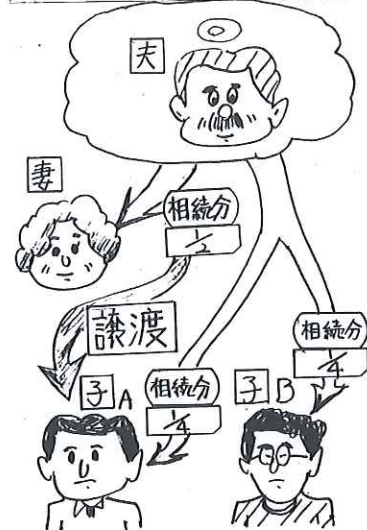
A: 相続分の譲渡とは、相続人が有する遺産全体に対する割合的な持分を移転することをいいます。

★ 民法は、相続分の譲渡を直接規定していません。しかし、民法第905条が相続分の取戻権を規定していることから、相続分の譲渡が可能であると解されています。

★ 相続分の譲渡は、無償でも、有償でもどちらでも構いません。また、譲渡する相手方は、他の相続人でも、相続人以外の第三者でも構いません。

★ 相続分の譲渡が利用される場合は？

相続分の譲渡は、相続人が遺産分割協議に参加したくないと考えている場合等に利用されます。本来、遺産分割協議は相続人全員で行う必要がありますが、相続分を譲渡した人は、遺産に対する持分を有していないことになるため、遺産分割協議に参加する必要がなくなるのです。



(注目ポイント!) 最高裁平成30年10月19日判決

● 平成30年10月19日、注目すべき判決が出ましたので、ご紹介します。

* このケースでは、父親の死亡後、母親が亡くなりました。父親の死亡時、母親は、子Aに相続分を無償で譲渡しました。母親死亡時には、母親の財産がほとんどなかったため、子Bが、子Aに遺留分減殺請求を行いました。

* 裁判では、父親死亡時に母親が無償譲渡を行った相続分が、遺留分算定の基礎財産に算入すべき贈与(民法1044条、903条)にあたるかどうか争われました。

* この点は、これまで判断が分かれていましたが、上記最高裁判決は、共同相続人間でなされた相続分の無償譲渡は、当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除いて、贈与にあたりと初めての判断をしました。

(次回の話題) 来年(平成31年)1月から、自筆の遺言書が以前より簡便に作成できるようになると聞きましたが、具体的にどういうことですか。

(H30.12.3 予定)